

令和7年度

不良空家等除却補助事業のご案内



有田市では、地域の防災、防犯等、周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家の除却を促進し、市民の安全・安心で良好な住環境の向上を図るため除却費用の一部を補助する制度を実施しています。

- ★老朽化した空き家を所有しているが維持管理に困っている…
- ★空き家が原因で近隣に迷惑をかけている… など
- ～ 空き家で困っている方は、是非この機会にご活用ください！～

補助金
上限80万円

- 申請受付期間：令和7年5月7日（水）から
令和7年12月26日（金）まで【土日祝は除く】
- 申請受付場所：有田市役所3階 都市整備課 公共建築係
- 募集予定棟数：50棟程度

※補助金交付申請書提出順。予算がなくなり次第締め切ります。

1. 補助の対象となる空き家

- ① 概ね年間を通して住宅として使用実績がない空き家
- ② 専用住宅、併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されていたもの）、長屋、アパート
- ③ 個人が所有する空き家
- ④ 空き家の不良度の測定基準の評点が60以上（市担当者の現地調査による） など…

2. 補助金の額

- 国が定める標準除却費または除却工事費のいずれか少ない方の金額に10分の8を乗じた額で80万円が限度 ※家財道具、塀、樹木などの撤去処分費は補助対象外

3. 補助対象者（申請者）

- 空き家の所有者または相続人、または左記の者より除却について同意を得た者
- 市税の滞納がないこと など…

4. 補助対象工事

- 建設業法の許可又は解体工事業登録を受けた有田市内の建設業者が請負う工事
- 補助対象となる空き家の敷地内に存する全ての工作物を除却すること など…
- ※補助金の交付を決定する前に、契約・工事着手したものは補助対象外

5. 固定資産税の課税標準の特例措置

空き家の解体に伴い、固定資産税の住宅用地の特例措置は適用除外となりますが、本事業を活用すれば、特例措置と同様の減免制度が最長で5年度分受けられる場合があります。

6. 補助金の代理受領制度

代理受領とは、申請者が受け取る予定の補助金を市から直接施工業者へ交付する制度です。申請者は補助金相当額を除いた工事費を用意すればよいので支払額の負担が軽減されます。

補助金交付申請には、不良空家等の認定を受けている事が条件となります。

まずは、現地調査から！

空き家の現地調査及び認定申請は、年間を通して受け付けていますのでお気軽にご連絡ください！

■詳しくは、有田市ホームページをご覧ください！

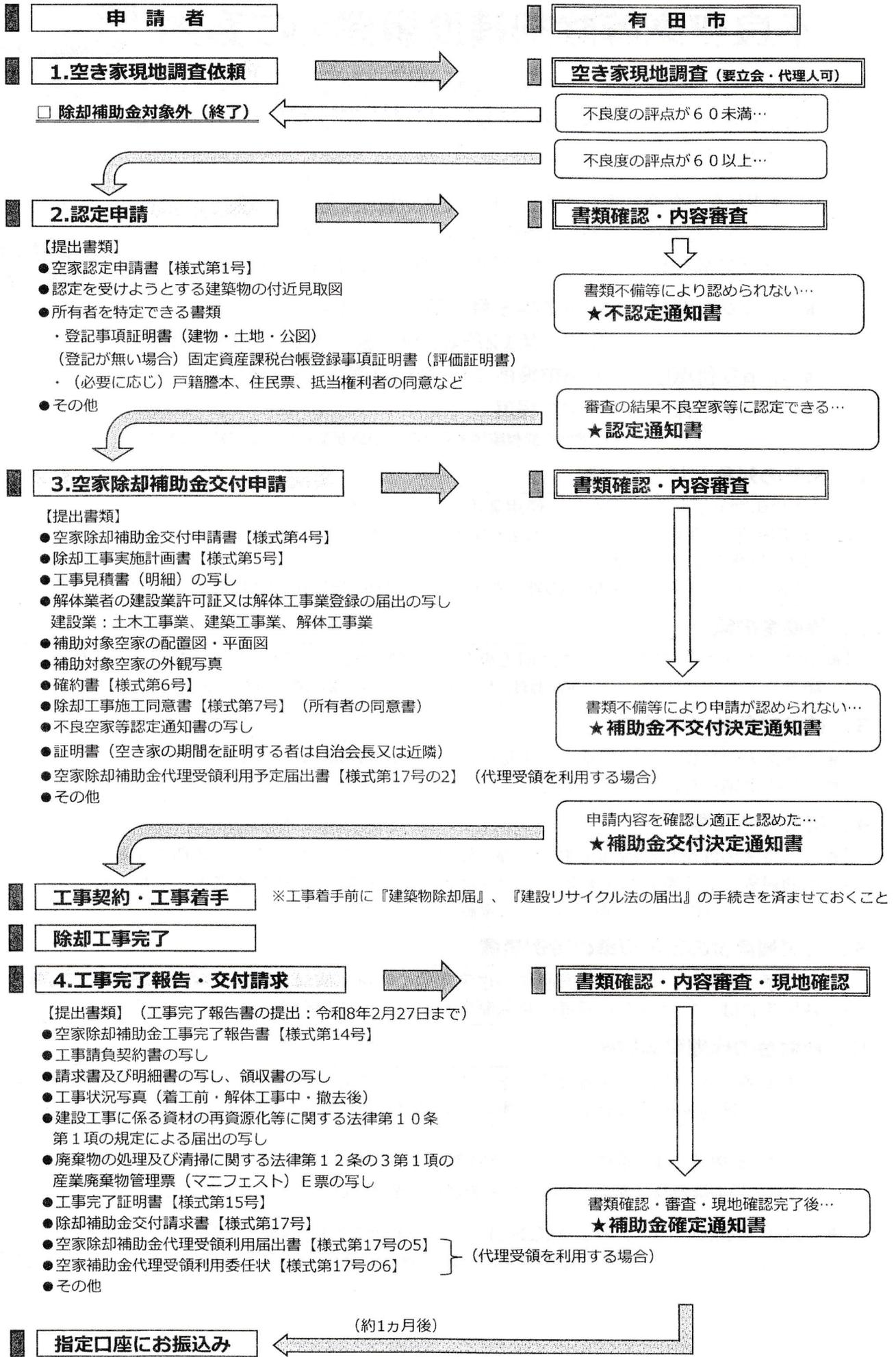
<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001036.html>

有田市役所 都市整備課 公共建築係（市役所3階）

電話：0737-22-3619（直通）



◇ 補助金交付申請等の流れ ◇



令和7年度 有田市住宅耐震改修事業のご案内

来るべき大地震から命を守るためには、住宅の耐震化が重要となります。
是非この機会にご活用ください！



まずは耐震診断してみませんか？

◎住宅の耐震診断

- 《木造住宅耐震診断》 市から委託した耐震診断士が無料で診断します。
- 《非木造住宅耐震診断》 耐震診断に要する費用の一部を補助します。

補助額の内容		補助対象の条件			
木造住宅	個人負担なし	平成12年5月31日以前に着工	在来軸組構法 伝統的構法	併用住宅の場合、 延べ床面積の1/2以上が居住用	地上階数が2以下 かつ延べ面積が 400㎡以下
非木造住宅	診断費用の2/3 (限度額) 89,000円	昭和56年5月31日以前に着工	—	併用住宅の場合、 延べ床面積の1/2以上が居住用	地上階数が2以下 かつ延べ面積が 400㎡以下

耐震診断の結果、耐震改修が必要な場合は、以下の補助事業が活用できます。

安心して暮らせるように

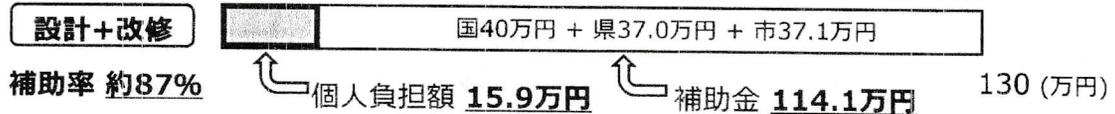
◎耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施（現地建替え含む）

住宅耐震化に係る設計と改修工事を一体的に支援する総合支援メニューを実施しています。

補助額の内容		(申請条件：耐震診断を受診していること)
住宅	(限度額) 1,316,000円	【①】耐震改修工事に要する経費の2/5 (限度額:575,000円) 【②】耐震改修工事に要する経費の3/5+設計費 (限度額:741,000円) 【①】+【②】= 合計最大で1,316,000円
限度額が拡充されています		

【補助例】耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施

- ・設計30万円+改修100万円の場合（合計130万円）
- 【①】100万円×2/5=40万円
- 【②】100万円×3/5+30万円=90万円 ⇨ 限度額74万1千円
- 【①】40万円 + 【②】74万1千円 = 114.1万円



耐震改修工事により行う「現地建替え工事」について、新たに要件が追加されています。

- ・土砂災害特別警戒区域内における新たな住宅を建築する工事は対象外
- ・省エネ基準に適合すること

「代理受領制度」が利用できます。

「代理受領制度」とは、補助対象事業の申請者から委任を受けた耐震改修工事（設計費用及び建替えを除く）の施工業者が補助対象事業の申請者に代わって補助金の請求及び受領を行うことができる制度です。詳しくは、裏面連絡先へお問い合わせください。

○耐震ベッド・耐震シェルター

地震による住宅の倒壊から、最低限『命』だけは守るために耐震改修工事より安価で、安全な空間を確保できる耐震ベッド・耐震シェルターの設置費用の一部を補助します。

補助額の内容		補助対象の条件	
木造住宅	購入・設置費用の2/3 (限度額) 266,000円	耐震診断を受診していること	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満 木造住宅の1階に設置 ※ 予算額を超える場合、高齢者(65歳以上)又は障害者が居住する住宅を優先します。

※ 耐震ベッド・耐震シェルターは和歌山県が認定した製品に限ります。また、本体以外のもので対象にならないものもあります。詳しくは、下記連絡先へお問い合わせください。

補助メニュー	募集件数
木造住宅耐震診断	20 件程度
非木造住宅耐震診断	1 件
耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施	5 件
耐震ベッド・耐震シェルター	1 件

※ 申請受付は先着順とします。また、補助金は予算の範囲内となります。

※ 募集件数は、申し込み状況により増減する場合があります。

■申請受付期間 : 4月14日～12月26日【土曜日・日曜日・祝日は除く】

※ 耐震ベッド・耐震シェルター：高齢者・障害者が居住する住宅の優先受付は5月23日(金曜日)まで

※ 有田市住宅リフォーム工事費補助金を併用する場合の優先受付は5月23日(金曜日)まで

※ 耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施及び耐震ベッド・耐震シェルター、非木造住宅耐震診断を申請される場合は、申請時に補助金交付申請書へ添付していただく書類が必要となります。添付書類につきましては、下記連絡先へお問い合わせください。

補助対象者	① 当該住宅を所有又は居住もしくは居住する予定の方
	② 市税の滞納がない方
	※耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施を行おうとする方は、過去に本要綱による耐震補強設計を行うための補助金の交付を受けていないこと。

(ご注意) 本補助事業は、補助金の交付決定前に着手(業者との契約を含む)した場合は補助対象外となります。また補助金の支払いには、まずは申請者から業者への支払いをしていただく必要があります。工事完了報告書類として、請求書、領収書などの写しを提出していただきます。工事完了報告は、令和8年2月27日(金曜日)までにご提出ください。

【連絡先・申請受付場所】

有田市役所 経済建設部 都市整備課 公共建築係(市役所3階)
TEL:0737-22-3619(直通)

■詳しくは、有田市ホームページをご覧ください！

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001032.html>

令和7年度 有田市住宅リフォーム工事費補助事業

回覧

有田市では、市民の皆様が安心して住み続けられる住まいづくりの一環として、市内工事業者を活用しリフォーム工事をされる方に対し、その経費の一部を補助する制度を実施します。

最大20万円の補助が受けられます！（75名程度）

補助対象工事費（消費税を除く）の20%【上限20万円】

※「補助金交付申請書類」がない場合、受け付けできませんのでご注意ください。

申請受付日時：6月1日（日）午前10時（受付番号のくじ引き）

申請受付場所：有田市消防本部 5階 多目的会議室

重要

申請受付の初日のみ、午前10時に受付場所において受付番号のくじ引きを行います。

午前10時までに、ご入室されない場合は、くじ引き後の最後尾となりますので、ご注意ください。

※ 午前10時以降の抽選後の最後尾へのご入室は、午前11時までとさせていただきます。



- 令和6年度までに有田市木造住宅耐震診断を受けられた方で、令和7年度に住宅耐震改修事業を実施される方は、本補助金制度を優先して受け付けます。（最大5件、受付期間：4月14日（月）～5月23日（金））
- 過去に本補助制度を受けてリフォーム工事を行った住宅は補助対象外です。（判明した場合は、補助金を取り消します。）
- 申請書のみ提出など明らかに書類に不備がある場合や、工事業者による申請は受け付けません。
- 受付当日に提出していただく申請書類につきましては、事前の確認もさせていただきます。
お気軽にお問い合わせください。
- 本補助制度は、予算額に達した時点で受け付けは終了となりますので、ご了承ください。（受付初日で終了する場合があります。最後の申請者は、予算の範囲内での補助金額となります。）
（終了次第、ホームページに掲載いたします。）
- 予算に残額があれば、6月2日（月）以降【土日祝除く】午前8時30分から午後5時15分まで、有田市役所庁舎3階 都市整備課 公共建築係 で受け付けいたします。※交付申請書提出順です。

◇補助対象者◇

次に掲げる条件を全て満たす方が申請できます。

- 市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- 持ち家住宅の場合、所有者もしくはその親族。
- 借家等の場合、賃借を受けている方もしくはその親族。
- ご家族を含め、暴力団員等でない方。
※ ここの「親族」とは、配偶者並びに一親等内の血族及び姻族とします。
- ※ 所有者本人以外の方の申請は、所有者の同意が必要です。

◇補助対象工事◇

次に掲げる全てを満たす工事

- 市内に事務所などがある法人や、市内に住所を有する個人事業者において、1年以上継続して営んでいる施工業者と契約し、工事を実施すること。
- 補助対象となる工事費（消費税を除く）が10万円以上であること。
- 補助金の交付決定後に契約、着工し、令和8年2月27日までに工事完了報告書の提出ができる工事であること。
※市が実施する「高齢者居宅改修補助事業」「住宅耐震改修事業」など他の補助制度利用の場合は、その対象額を補助対象工事費から除きます。

◇補助率・補助限度額◇

- 補助対象工事に要した費用（消費税を除く）の20%に相当する額で上限は20万円です。
（千円未満の端数は切捨てとします。）

◇補助対象住宅◇

- 市内の住宅
店舗等併用住宅の場合は、住宅部分のみ対象。
- 市内マンション、集合住宅、借家
マンション、集合住宅は専有部分とし、所有者の同意が必要です。
- 継続的に居住する住宅

◇その他◇

- 補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合は、補助対象となりません。
- 補助金の交付申請は、一戸の住宅につき1回限りです。

◇申請等に必要書類◇

補助金交付申請

●補助金交付申請書【様式第1号】

《添付書類》

- 1 住宅の位置図
- 2 リフォーム工事の見積書の写し(内訳明細付き)
- 3 リフォーム工事着工前の現況を明らかにする写真
- 4 リフォーム工事の内容を明らかにする図面(対象箇所を明示)
- 5 施工業者を確認できる書類【施工業者要件証明書】
- 6 申請者と住宅の所有者が異なる場合または共有の場合は同意書
- 7 評価証明及び戸籍の請求並びに市税の滞納調査に係る同意書
- 8 債権者登録申請書(既に登録のある方は不要です。)
- 9 暴力団排除誓約書
- 10 その他市長が必要と認めるもの

事業完了報告

●補助事業完了報告書【様式第5号】

《添付書類》

- 1 工事契約書又は請け書の写し
- 2 工事代金請求明細書及び領収書の写し
- 3 工事写真(施工中・完成後)
- 4 その他市長が必要と認めるもの

◇重複補助ができない他の補助制度等◇

下記の補助制度等を利用する方は、補助対象工事費からその金額を除きます。

- ① 有田市高齢者居宅改修補助事業 (介護保険係)
- ② 有田市住宅耐震改修事業 (公共建築係)
- ③ 有田市移住推進空き家活用補助事業 (まちづくり係)
- ④ 有田市援農者宿舎改修費補助事業 (みかん農政係)
- ⑤ その他(雪害などによる損害保険等による補償など)

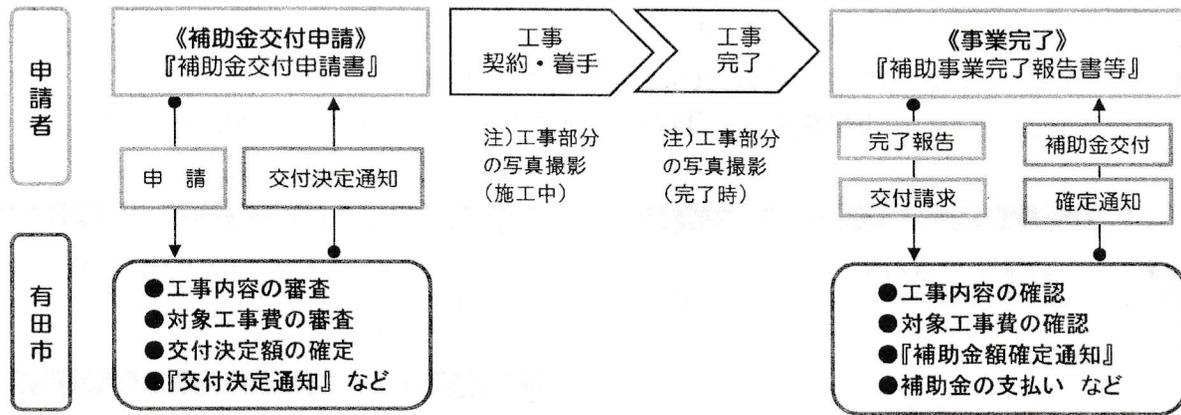
◇補助対象工事等の一例◇

凡例) ○:補助対象 ×:補助対象外 △:条件により補助対象

対象	リフォーム等の内容
○	瓦の修理、屋根の葺替、屋根塗装、防水、雨どい修理
○	外壁材張り替え、タイル、外壁塗装、左官、大工工事
○	床張替え、壁クロス貼替え、手すり、段差解消
○	システムキッチン、風呂、洋式便器、ウォシュレット、洗面化粧台、エコキュートなどの設置工事
○	天井、壁、床の断熱、防音工事
○	サッシ、ドア、窓ガラスなどの設置工事
○	間取り変更工事
○	襖、障子の張替え、畳の表替え・取替え工事
○	造り付け家具の新設、補修
○	住宅リフォームに伴う電気設備工事 照明器具、コンセントやスイッチ取付け、配線工事など
○	住宅リフォームに伴う機械設備工事 配管工事、換気扇、給湯設備機器の設置など
×	新築、増築、改築、解体工事
×	住居部分以外の工事 店舗、事務所、車庫、物置、ウッドデッキ、カーポートなど
×	外構工事 門扉、フェンス、塀、テラス、擁壁、舗装、屋外給排水工事など
×	耐震改修工事 有田市住宅耐震改修等事業をご活用下さい。
×	合併浄化槽工事 有田市合併浄化槽設置整備事業補助金をご活用下さい。
×	造園工事、植栽、剪定、花壇、芝張り工事など
×	家電製品購入及び備品 冷暖房機器、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、AV機器、その他移動可能な電化製品、カーテン、ブラインド、家具、食器棚など
×	リフォーム以外の工事など シロアリ駆除、防蟻処理、インターネットなどの配線工事 アンテナ、ハウスクリーニング、排水管清掃、下水道への接続工事、太陽光発電システム、図面・書類作成費など
△	その他 (個別審査による)

※上記の工事は一例です。詳しくはお問い合わせください。

◇補助事業申請の流れ◇



★補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合、補助対象外となりますのでご注意ください。補助金申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について審査することがあります。

<申込先・お問合せ先>

有田市役所 経済建設部 都市整備課 公共建築係(有田市役所3階)

住所: 有田市箕島50番地

電話番号: 0737-22-3619(直通)

「申請書」のダウンロードや詳細情報は、有田市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001033.html>

「申請書」は、市役所3階都市整備課でも配布しています。

